

氏 名 福 島 涼 史
 学位(専攻分野) 博 士 (人間・環境学)
 学位記番号 人 博 第 304 号
 学位授与の日付 平成 18 年 1 月 23 日
 学位授与の要件 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
 研究科・専攻 人 間 ・ 環 境 学 研 究 科 文 化 ・ 地 域 環 境 学 専 攻
 学位論文題目 正戦論とその秩序
 ——戦争観変遷のスコラ的考察——

(主 査)
 論文調査委員 教授 西 井 正 弘 教授 足 立 幸 男 教授 西 村 稔

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、国際法上の戦争観の変遷についての理論研究である。「戦争の違法化」を最終段階とする戦争観の変遷は、主として *jus ad bellum* (戦争開始の法) の捉え方の転換をいうものであって、この問題は、国際法の歴史、及び、現代における国際法の構造にかかわっている。

通説において認められている戦争観変遷の各区分、すなわち、正戦論、無差別戦争観、戦争の違法化のそれぞれを本論文は個別に分析し検討する。さらに、転換とは何かという主張を探求する。申請者は、これらの課題に、神学理論の観点から取り組んでいる。戦争観の変遷を秩序観と結びつけた正戦論の変遷と捉え、無差別戦争観についてシュミットの *status* 論、及び、ノモス論から検討する。

「第一部」は、戦争観の変遷を歴史区分として捉えるのではなく、秩序観と結びつけた正戦論の変遷であると捉え直し、それを論じている。秩序観と結びつけた正戦論には、相対立する3つの型が存在する。第1は、戦争を禁止する契機をもつ秩序と超越者による戦争の命令との関係を論じるもので、その秩序に対して「超越的命令」を弁明する正戦論である。第2は、秩序自体が戦争を要請するとし、戦争を禁止する法に対して、その「秩序の要請」を弁明する正戦論である。第3は、戦争を禁止する法に対して、秩序のうちにあり、「秩序が許す戦争」を弁明する正戦論である。具体的には、第3の型を説くスコラ神学の伝統(アウグスティヌス→スコラ神学者→カール・シュミット)を中心に考察し、それとの対比において、第1、第2の型を主張する学説を検討する。

「第二部」「第一章」は、スコラ正戦論が、普遍的権威、すなわち、神聖ローマ皇帝やローマ教皇による戦争の正当原因判定を想定していないことを論証する。さらに、トマス・アクィナス、ピトリアやスアレスが、皇帝や教皇の政治的権威から独立した諸君主(諸国家)の並存状態を認知していたことを、当時の政治状況や教会史研究から明らかにする。また、トマスらが、その並存状態に対して理論的基礎を与えたことを、中世政治思想研究や神学研究に基づいて論証する。

日本の国際法の教科書は、スコラ正戦論が、皇帝や教皇による正当原因判定を想定していたとし、皇帝や教皇の権威が失墜し、その判定が各国家に委ねられたため、正戦論から無差別戦争観への転換が起こったと理解する。しかし、本章では、スコラ正戦論が皇帝や教皇の普遍的権威を認めておらず、それゆえ、皇帝や教皇による客観的判定が消滅したことを理由に、正戦論から無差別戦争観へ転換したと理解することはできないとした。

「第二部」「第二章」は、日本において理解されている無差別戦争観とシュミットの無差別戦争観の違いを明らかにする。シュミットの無差別戦争観は、田畑茂二郎により受容され、我が国の戦争観の変遷理解の通説となっている。しかし、シュミット自身の無差別戦争観は、交戦国双方に対する無差別の中立を意味していた。その中立概念は、第三国が自由に参戦できないことを意味しており、通説が理解する国家が何時でも自由に戦争を開始できるという意味の無差別戦争観とは相容れないものであることを示した。これにより、シュミットの戦争論が、*jus ad bellum* と *jus in bello* (交戦法規) の両者を包摂する理論枠組みをもつことを指摘し、新しい解釈を提示した。

さらに、シュミットは、目的のためにあらゆる手段を正当化する海戦型戦争観と国家がおかれている地位 (status) を守るための陸戦型戦争観を対比して考察し、後者の戦争観を前提として、シュミットが自らの無差別戦争観を展開したことを申請者は明らかにした。

「第二部」「第三章」は、シュミットの status 概念から、その status を規定する規範 (ノモス) に観点を移し、シュミットの秩序観を論じる。日本の通説によると、無差別戦争観の時代から国際連合成立まで、戦意の表明の有無によって戦争と平和は区別されており、そのため「事実上の戦争」という概念が存在することとなった。シュミットはこれに対し、戦意の表明のない場合には戦争が存在しないとす「形式的」戦争観は、国際連盟期に初めて登場したものであるとした。その上で、戦争と平和の区別は、国家の意志によるのではなく、国家の地位 (status) を規定するノモスを基準とするものであると主張した。

シュミットが、19世紀実証主義を批判して、「大地」の存在を基礎とするノモスを提示したこと、さらに戦争をノモスが破られた場合の抵抗権・自力救済として位置づけたことの重要性を申請者は指摘した。

以上の考察を通じて、普遍的権威による判定の消滅をもって戦争観の転換を説明することはできないことを明らかにし、さらに日本の通説にいう戦争観の転換の各区分が、正戦論とその秩序の3つの型のいずれかに立脚することも明らかにした。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は、国際法において論じられる戦争観の変遷についての理論研究である。戦争観念の変遷の各区分、すなわち、正戦論、無差別戦争観、戦争の違法化の論理を個別に分析するとともに、転換という概念それ自体を神学理論の観点から再検討している。本論文は、従来の国際法学の学説を批判的に考察したものと評価することができる。

戦争観念の変遷については、我が国の国際法学界においては、田畑茂二郎の研究を通じて、正戦論から無差別戦争観へ、ついで戦争の違法化へという定式が今日の通説となっている。正戦論についても、客観的判定者としての神聖ローマ皇帝やローマ教皇の存在を想定した議論がなされてきた。さらに、正戦論から無差別戦争観への転換に伴って、*jus ad bellum* (戦争開始の法) と *jus in bello* (交戦法規) が切断されてきたとする学説も存在する。

本論文は、通説に対する批判的考察を行うと同時に、秩序観と結びついた正戦論の変遷という新たな捉え方を提示している点が評価できる。神学的戦争観を媒介として、現代の国際法学が関心を持ち続けているシュミットの戦争観を再解釈している点にも意義がある。

「第一部」では、秩序観と結びついた正戦論に3つの型があることを指摘し、シュミットの戦争観が第3の型を説くスコラ神学の伝統に立つものであることを明らかにした点は極めて高く評価することができる。

「第二部」「第一章」では、正当原因判定者としての皇帝や教皇が正戦論の存在基盤であったとする日本の国際法学の通説に対して、スコラ正戦論はそれらの普遍的権威を認めていないことを論証した点が画期的である。

「第二部」「第二章」では、日本の通説にいう無差別戦争観が、シュミットの無差別戦争観の中核である無差別的な中立の概念について十分注意を払っていないことを指摘している点は重要である。また、*jus ad bellum* と *jus in bello* の切断を認める学説を否定して、シュミット自身がそのような二分論によらず、両者を包摂する理論枠組みを提示していたことを明らかにしている。

「第二部」「第三章」では、国家の地位(status)を規定するノモスを基準として、戦争と平和を区別したシュミットの論点を再評価している。シュミットが、同時代の公法学における19世紀実証主義批判の枠組みに沿って論じたことを指摘した点は、国際法学のみならず、公法学に対する貢献ともなりうる。

本論文の最大の長所として、戦争観の転換は普遍的権威による判定の消滅によるものではないこと、また、戦争観の転換の各区分が正戦論とその秩序の3つの型のいずれかに立脚することを明らかにした点は、日本の国際法学に対して示唆するところが大きい。

方法論に関しても注目すべき点がある。申請者は、戦争観の変遷を論じる諸学説においても、次のような方法論上の混同があることを指摘する。すなわち、一方では「戦争の違法化」は条約や学説において戦争が明白に禁止されたものと観念されているとする規範論が存在する。他方では、戦争に対して力の制裁を課す組織 (国際連盟や国際連合安全保障理事会) の

存在によって戦争が実効的に抑止されているとする安全保障論も存在する。本論文はこの点を整序しており、国際法学における方法論を精緻化することに貢献しているといえよう。

本論文は、ラテン語を含む原典に基づいた「正戦論とその秩序」に関する理論研究であるため、個々の時代状況やシュミットの政治的立場・イデオロギーには触れてはいない。しかし、シュミットにおける政治的文脈と理論との関係について論じることは、申請者自身の将来の課題であろう。

本学位申請論文は、文化・社会・歴史環境の総合的な保全発展のための理論的研究を目指して創設された文化・地域環境学専攻 環境保全発展論講座にふさわしい内容を備えたものと言える。

よって

本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成17年9月27日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。